

教育費の負担軽減

道は、私立高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等が
安心して教育を受けられるよう、**授業料以外の教育費負担を軽減**するため、
高校生等がいる年収490万円未満程度の世帯※に対し、**奨学のための給付金**を支給します。

※専攻科は一部例外を含みます。

支給要件

次の全てに該当していることが必要です。

- 生活保護(生業扶助)受給世帯または保護者全員の道府県民税・市町村民税所得割がともに非課税(年収270万円未満程度)の世帯(家計急変による経済的理由から非課税相当である世帯(家計急変世帯)を含む)、もしくは年収490万円未満程度の世帯
または専攻科の生徒で年収270～380万円未満程度(多子世帯※の場合は600万円未満程度まで)の世帯であること。
- 保護者、親権者等が北海道内に在住していること。
- 国の就学支援金対象である学校に平成26年4月1日以降に入学し、在学していること。

支給額

支給区分		支給額
1.生活保護(生業扶助)受給世帯 (家計急変世帯を除く)	全日制の高校生	1人当たり年額 52,600円
	通信制の高校生	1人当たり年額 52,600円
2.道府県民税・市町村民税所得割がともに非課税の世帯 (1に該当する世帯を除く)	全日制の高校生	1人当たり年額 152,000円
	通信制の高校生及び専攻科に通う生徒	1人当たり年額 52,100円
3.年収270～380万円未満程度の世帯	全日制の高校生	1人当たり年額 50,670円
	通信制の高校生	1人当たり年額 17,370円
4.年収380～490万円未満程度の世帯	全日制の高校生	1人当たり年額 38,000円
	通信制の高校生	1人当たり年額 13,030円
5.専攻科に通う生徒で年収380万円未満程度(多子世帯※は600万円未満程度)までの世帯(1、2に該当する世帯を除く)		非課税世帯の1/3または1/4 ※年収によって異なります

備考

- ・家計急変世帯については、申請月の翌月以降の月数に応じた額が支給されます。
- ・支給要件に該当していれば、学年の進行に合わせて毎年度支給されます。
ただし、利用するためには毎年度(7月頃)申し込みが必要です(家計急変世帯については、7月以降随時受付)。
- ・返済は不要です。

※多子世帯:扶養される子が3人以上いる世帯 ※奨学のための給付金は、私立特別支援学校高等部に通う生徒には、支給されません。

※制度の申し込みは、学校を通じて行います。学校からの案内を必ず確認してください。
※制度の詳細は、北海道総務部行政局学事課のホームページをご覧ください。

北海道総務部行政局学事課HP

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/>

